

沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月4日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第6条の2第5項」を「第6条の2第7項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

「提案理由」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改めるものである。